

立川市制度融資と東京都中小企業制度融資との連携について

令和5年度より下記のとおり立川市制度融資（立川市中小企業事業資金）の一部資金について、東京都中小企業制度融資と連携した支援を行います。

1 連携開始時期

令和5年4月3日（月）以降に申請のあった融資あっせん

2 対象資金

- ・ 小規模事業者支援資金
- ・ 創業資金 A・B・S（「貸付期間 36 か月以内かつ責任共有制度の対象外」の資金を除く。）

3 変更点

信用保証料の補助が市に代わって、都制度融資要項に基づき都より交付されます。

立川市制度融資	連携する東京都制度融資	信用保証料補助率 (都補助)
小規模事業者支援資金 (「責任共有制度の対象」を除く)	小規模事業融資 (小口・フリーランス)	<u>2分の1</u>
創業 A・B・S (「貸付期間 36 か月以内かつ責任共有制度の対象外」を除く)	創業融資	<u>3分の2</u>

※連携する東京都制度融資各資金の要件に該当する場合、都から信用保証補助が交付されます。市からの信用保証料補助はありません。

※小規模事業者支援資金で「責任共有制度の対象」の場合、及び、創業資金で「貸付期間 36 か月以内かつ責任共有制度の対象外」の場合、都制度との連携がないため、信用保証料の補助は従来通り、市より 2分の1 交付します。

※あっせん限度額、貸付利率及び貸付期間は従来通り、市の制度を適用し、利子補給も変わらず市から行います。

4 手続き

①連携ありに該当する場合は、中小企業事業資金あっせん申請書の「都制度連携」

にチェック（創業の場合は貸付期間も記入）を入れてご申請ください。（別添参照）

②市は「中小企業事業資金助成決定通知書」「中小企業事業資金貸付依頼書」に「連携あり」と記載して、交付します。

③信用保証協会に必要な書類と一緒に「中小企業事業資金助成決定通知書」「中小企業

事業資金貸付依頼書」をご提出ください。

※創業A・B・Sの場合、東京都制度融資「創業計画添付書（様式16）」もあわせてご提出ください。「創業計画書（様式17）」は市の創業計画書で代用可能です。

- ④信用保証協会が東京都の補助額を差し引いて、申請者に信用保証料を請求します。
申請者や金融機関から東京都に信用保証料補助をご申請いただく必要はありません。
- ⑤融資実行後に市へ中小企業事業資金貸付審査報告書と信用保証書のコピーをご提出ください。

※「中小企業事業資金信用保証料補助金交付申請書」「中小企業事業資金信用保証料補助金請求書」「情報提供に関する同意書（信用保証料に関する調査用）」の提出は不要です。

※万が一信用保証協会の審査で都連携の対象から外れてしまった場合、都からの信用保証料補助はなくなります。この場合、「中小企業事業資金信用保証料補助金交付申請書」「中小企業事業資金信用保証料補助金請求書」「情報提供に関する同意書」をご提出ください。市が信用保証料の2分の1を補助します（ご提出いただかないと、都からも市からも信用保証料の補助がなくなります）。

5 その他

令和5年4月1日より中小企業事業資金あっせん申請書の様式が変更となりますのでご注意ください。（小規模事業者支援資金、創業A・B・S以外の資金も、新しい様式をご利用ください。）

6 問い合わせ

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

〒190-8666

立川市泉町1156-9

立川市産業振興課商工振興係

電話番号 042-528-4317

FAX 042-527-8074